

ひきこもり支援に関する関係府省横断会議の開催について

(令和3年6月29日)
関係府省申合せ(案)

- 1 ひきこもり状態にある方やそのご家族への支援に当たっては、多様な選択肢を用意することが重要であるとの認識の下、各自治体において官民を問わない様々な社会資源がより多く参画・連携できる環境を整備するため、ひきこもり支援に関する関係府省横断会議を開催する。
- 2 本会議は、厚生労働大臣政務官を主査とし、以下の者を構成員として招集の上、開催する。また、主査は、必要があると認めるときは、構成員を追加し、又は関係者に出席を求めることができる。
 - 主 査 厚生労働大臣政務官
 - 構成員 内閣官房孤独・孤立対策担当室長
 - 内閣府政策統括官(政策調整担当)
 - 消費者庁次長
 - 文部科学省初等中等教育局長
 - 厚生労働省社会・援護局長
 - 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
 - 厚生労働省人材開発統括官
 - 農林水産省農村振興局長
 - 経済産業省商務・サービス審議官
- 3 本会議の庶務は、関係行政機関の協力を得て、厚生労働省社会・援護局において処理する。
- 4 前各項に定めるもののほか、本会議の運営に関する事項その他必要な事項は、主査が定める。